

現 行	改 正 後
<p>3 貸金業関係</p> <p>3-2 業務関係 貸金業者に対する法第3章の規定に係る監督に当たっては、次により取り扱うものとする。</p> <p>3-2-2 貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取立ての業務を行うに当たり、偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いることの禁止</p> <p>法第 13 条第 2 項の規定に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して判断する必要があるが、例えば、貸金業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正(違法)な程度にまで達していない行為をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) ~ (7) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>3 貸金業関係</p> <p>3-2 業務関係 貸金業者に対する法第3章の規定に係る監督に当たっては、次により取り扱うものとする。</p> <p>3-2-2 貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取立ての業務を行うに当たり、偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いることの禁止</p> <p>法第 13 条第 2 項の規定に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して判断する必要があるが、例えば、貸金業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正(違法)な程度にまで達していない行為をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>貸金業の業務を行うに当たり、説明責任を十分に果たすことを確保するために必要かつ適切な措置(例えば、貸付契約・保証契約を締結する場合や強制執行認諾文言付き公正証書作成委任状を取得する場合に、相手方にその内容を十分に理解しうよう説明することが必要であることについて、社内規則や業務マニュアルに定めることや従業員研修を行うこと等の従業員に周知徹底を図るための措置)</u>が講じられていないこと。</p> <p>(3) ~ (8) (略)</p> <p>3-2-7 説明責任 <u>貸金業者の監督に当たっては、法の趣旨を踏まえ、貸金業者が説明責任</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>を十分に果たすことを確保する観点から、次に掲げる事項について、貸金業者に対し、適切に行うよう促すものとする。</u></p>
(3-2-7より)	<p>(1) 契約を締結するに際して、契約内容を文書又は口頭で十分説明すること。</p>
(3-2-7より)	<p>(2) 包括契約を締結したとき及び当該包括契約に基づく貸付けを行ったときは、そのいずれの場合にも、その内容を明らかにする書面をその相手方に交付すること。また、その書面は、債務者が自己の債務の内容を正確に把握し、弁済計画の参考とする程度の一義的、具体的、明確なものであること。</p>
(3-2-7より)	<p>(3) 法第17条第2項の規定により、保証人となろうとする者に当該保証契約の内容を説明する書面を交付するときは、その内容を十分に理解しうよう説明を尽くす(例えば、保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証人の法的効果とリスクについて、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明を行う)など、保証人となろうとする者があらかじめ保証契約の内容を十分理解した上で保証契約を締結するとの法の趣旨に沿って交付すること。</p>
(3-2-7より)	<p>(4) 法第17条(法第24条第2項、法第24条の2第2項、法第24条の3第2項、法第24条の4第2項及び法第24条の5第2項において準用する場合を含む。)に規定する書面における規則第14条第1項第1号イに定める事項の記載については、保証の種類(連帯保証、根保証等)及びその効力(根保証の場合における極度額の説明を含む。)をわかりやすく記載するなど、保証人となろうとする者が保証契約の内容を十分理解しうる内容であること。</p>
(新設)	<p>(5) <u>強制執行認諾文言付きの公正証書作成委任状を取得する場合には、その相手方に、当該委任状の内容について、その形式的な内容にとどまらず、強制執行認諾文言付きの公正証書を作成することの法的効果を含め、その実質的な内容を十分に理解しうよう説明を尽くすこと。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>3-2-7 取引関係の正常化</p> <p>3-2-1、3-2-2及び3-2-6のほか、貸金業者の監督に当たっては、法の趣旨を踏まえ、資金需要者等の利益の保護を図る観点から、次に掲げる事項について、貸金業者に対し、適切に行うよう促すものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約を締結するに際して、契約内容を文書又は口頭で十分説明すること。</p> <p>(3) 包括契約を締結したとき及び当該包括契約に基づく貸付けを行ったときは、そのいずれの場合にも、その内容を明らかにする書面をその相手方に交付すること。また、その書面は、債務者が自己の債務の内容を正確に把握し、弁済計画の参考としうる程度の一義的、具体的、明確なものであること。</p> <p>(4) 法第17条第2項の規定により、保証人となろうとする者に当該保証契約の内容を説明する書面を交付するときは、その内容を十分に理解しうよう説明を尽くすなど、保証人となろうとする者があらかじめ保証契約の内容を十分理解した上で保証契約を締結するとの法の趣旨に沿って交付すること。</p> <p>(5) 法第17条(法第24条第2項、法第24条の2第2項、法第24条の3第2項、法第24条の4第2項及び法第24条の5第2項において準用する場合を含む。)に規定する書面における規則第14条第1項第1号イに定める事項の記載については、保証の種類(連帯保証、根保証等)及びその効力(根保証の場合における極度額の説明を含む。)をわかりやすく記載するなど、保証人となろうとする者が保証契約の内容を十分理解しうる内容であること。</p> <p>(6) ~ (9) (略)</p>	<p>3-2-8 取引関係の正常化</p> <p>3-2-1、3-2-2、3-2-6及び3-2-7のほか、貸金業者の監督に当たっては、法の趣旨を踏まえ、資金需要者等の利益の保護を図る観点から、次に掲げる事項について、貸金業者に対し、適切に行うよう促すものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(3-2-7へ)</p> <p>(3-2-7へ)</p> <p>(3-2-7へ)</p> <p>(3-2-7へ)</p> <p>(3-2-7へ)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p>